社会福祉法人 はるかぜ福祉会

はるかぜ通信

編集・発行　障害福祉サービス事業所　はるかぜ
発行日　　平成２８年１２月１０日
〒816-0849　福岡県春日市星見ヶ丘一丁目８番地
TEL：092-595-3179　　FAX:092-595-3174
E－mail：info@swc-harukaze.or.jp

No.73

ナイスショット!!

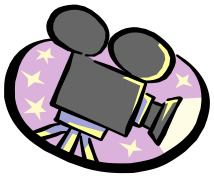

みんなで学ぼう！「防災」

１２月３日（土）春日市の障害者週間啓発イベントとして「防災運動会」が春日市総合スポーツセンターで開催され、はるかぜはこの日 開所日を振り替えて、午前中を消火・避難総合訓練、午後から「防災運動会」に皆で参加いたしました。

消火・避難総合訓練は、菓子製造室から出火したと想定して、新館・旧館双方から表への避難経路の確認と非難にかかった時間の確認、さらに火災消火訓練として駐車スペースで消火器の取扱いを練習しました。練習は、消火器の取扱いが初めての利用者の方におこなってもらい、合言葉「ぴ・の・き・お」をみんなで覚えながら「消火」しました。

午後は、防災に対する意識をもつことを目的に、利用者の皆さんは４チームに分かれ、４つの避難所での「助け合い」をイメージした非常食準備競争などの競技を　参加された市民の方々と一緒に、積極的におこないました。

初めての「防災運動会」でしたが、日頃の災害への備えであることとして、機会があればまた皆で体験したいと思いました。

活 動 報 告 その1

「２０１７年版 はるかぜオリジナルカレンダー好評です！！」

お買い上げいただきありがとうございます。

今年も、原画８作品を１年間かけて制作し、はるかぜオリジナルカレンダーの販売がスタートしました。春日市職員の皆様をはじめ、学校・民生委員・関係団体の方、また今年は各地区公民館でもご協力を賜り、たくさんのご注文を頂くことができました。紙面をもちまして心より御礼申し上げます。

昨年カレンダーをお買い上げ下さった個人の方からも、「今年もカレンダーありますか？」と、直接お電話をいただくなど、とても嬉しく励みになりました。

講師（星先こずえ氏）のご指導のもとに、９名の生活介護の利用者の皆さんが、色のついた紙をちぎって貼って作る絵ですが、今年もまた一層趣のある作品に仕上がっています。

「２０１７年版はるかぜオリジナルカレンダー」好評販売中です！！

「ふるさと納税」をご存知ですか？

ふるさと納税とは地方自治体への寄付金制度のことです。

春日市も「かすがふるさと応援寄付金制度」があります。春日市への応援を「寄付」という形でおこなった方は、寄付金額のうち２，０００円を超える部分について寄付をした年の所得税と翌年度の個人住民税より控除されるということになっています。

さらに・・・・市外にお住いの方が、５，０００円以上の寄付をされた場合にはお礼品として、寄付金の額に応じた春日市の特産品の贈呈があります。はるかぜもこのお礼品の提供事業者としてエントリーいたしました。提供品は『はるかぜ焼き菓子セット』です！スタートした１１月から今日までで１９件のご依頼があっています。

受け取られた方はきっと、はるかぜのお菓子を口に運びながら、春日市に思いを馳せてくださることでしょう。

ついでながら　春日市への応援寄付金は・・・・

１．若い世代の結婚から子育てまでの希望がかなうまちづくり　子育て支援、学校教育支援など活用。

２．住環境の整備、商工業の振興、　文化財の保存・文化振興などの事業に活用。

３．超高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり高齢者福祉、自治会支援などの事業に活用。

４．市長おまかせコース　とくに指定がない場合や、市長がとくに重要としている施策に活用。

に活かされるそうです。

活 動 報 告 その2

☆春日市立春日原小学校　５年生と交流学習☆

12月15日（木）春日原小学校の5年生（掛本先生クラス32名）の皆さんと交流学習の機会をいただきました。

今年も、はるかぜの生活介護利用者の方8名・職員5名と、スポーツ指導の山野先生の14名で伺いました。

初めに、子どもたちと資料見ながら、はるかぜの活動を紹介した後、利用者の皆さんが、日頃の活動の中で好きなこと等を入れながら自己紹介をおこないました。

「体験談発表」では、利用者を代表して、下田絢菜さんが車いすを使っての生活の様子をお話しし、外出した時、配慮が必要な人たち優先の駐車スペースに、無神経に車が停めてあって不便を感じたことや、困ったこと、またレストランの店員の方の対応が不快だったことなどを発表し、体験を通して　障がいがある　ないにこだわらず、困っている人をみたら、「何かお手伝いしましょうか？」「大丈夫ですか？」と声をかけることができる人になってほしい。と、子ども達に気持ちを伝えられました。

はるかぜのことや障がいのある人たちのことをお話しした後は、山野先生と一緒に軽スポーツ「ボッチャ」でさらに交流を深めました。4チームに分かれ、的を狙いながら得点を競い合い、その一球一球に歓声が上がるなど、大いに盛り上がりました。

山野先生は、最後にグループの人たちで握手をして終わる事を提案してくださり、心も体もほぐれた後のお互いの握手は、お互いを認めあう何よりも一番の交流となりました。

利用者の皆さんも子ども達も、素敵な笑顔をみせて学習交流を終えることができました。

これから大きく成長していく子ども達との出会いは、かけがえのないものだと思います。このように学校との交流の機会をいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

はるかぜ福祉会理事会より

１０月の理事会で、定款の変更を決議し所轄庁の認可を受けるよう申請しているところです。

社会福祉法人制度の改革は、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的取り組みを実施する責務」「行政の関与のあり方」等福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るものとされています。

こうした一連の改革をともなうことから、社会福祉法人の定款も変更することとなったものです。

また、「地域における公益的取り組みを実施する責務」については、重要です。

１０月の理事会においても、どのように取り組むのか検討がなされました。

厚生労働省は、次のような見解を示しています。

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の考え方について

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長　平成28年6月1日）

1 ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供されるサービスであること

・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民の交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり、「地域における公益的な取組」に該当しません。

・環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことができるものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

松ヶ丘自治会・春日市社会福祉協議会と一緒に取り組んでいる地域福祉防災活動を、はるかぜ福祉会では「地域におけるこう公益的な取組」と位置づけることとしました。

春日市との協定により、はるかぜ福祉会の施設は福祉避難所の指定を受けています。このことをベースにして、避難困難者を対象にした防災活動をすすめて、団地自治会との連携などに取り組んでいく予定です。

ご寄付ありがとうございました！！

〇まりも工芸　様　〇匿名　様　〇西村康子　様　〇福岡シニアライオンズクラブ　様